

令和元年6月13日現在

機関番号：82723

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16H03595

研究課題名(和文) 日米同盟における国際法規範の役割に関する学際研究

研究課題名(英文) An Interdisciplinary Approach to International Law and Norms in the Japan-U.S. Alliance Context

研究代表者

石川 卓 (Taku, Ishikawa)

防衛大学校(総合教育学群、人文社会科学群、応用科学群、電気情報学群及びシステム工学群)・人文社会科学群・教授

研究者番号：40308557

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 12,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、国際法規範がはたして日米同盟の実施運用そしてさらなる強化を支える「共通言語」ないし「共通のロジック」たり得るのかを検討することを目的としたものである。日米豪の専門家集団による3年にわたる検討と意見交換の結果、両国ともに日米同盟の柱となる国際法上の武力行使と自衛権の概念および枠組みを極めて重要なものとして位置づけつつも、国際法および国内法上の武力の意味、ならびに自衛権行使の発動条件および当該行使にかかる行政府(首相・大統領)と立法府(国会・議会)の権限関係といった様々なレベルで大きな違いが存在することが明らかとなった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

これまで日米安全保障条約の根本的な概念である「武力の行使」と「自衛権」に関する国際的平面と国内的平面の様々な枠組みについて、日米両国がどれほど相互理解を深めているのかを扱った研究はこれまで存在しない。この意味において、日米両国の専門家が集まって正面からこの問題について検討を試み、両国間にどのような共通点と相違点が具体的に存在するのかを明らかにした本研究の意義は大きく、その成果もまた、日米両国の関係実務家を中心に社会に向けて広く発信された。

研究成果の概要(英文)：The U.S.-Japan alliance has been hailed as the "cornerstone" of peace in the Pacific. The alliance relationship has been strengthened and institutionalized over the years. However, there is a considerable gap between the two countries in their understandings of concepts such as use of force and the right of collective self-defense. This is problematic: the continuation of the gap may lead to wrong expectations at both diplomatic and operational levels and weaken the alliance in the future.

This research was an attempt to bring together experts from Japan, the United States and Australia to discuss how the two countries can address this gap and seek ways in which the two countries can utilize international law as the common language of diplomacy. With experts from fields of international law and political science, we discussed conceptual issues as well as specific regional concerns and new domains such as cyberspace and outer space.

研究分野：国際政治

キーワード：国際法 国際政治 国際安全保障 日米同盟 武力の行使 自衛権

## 1. 研究開始当初の背景

2014年7月1日、安倍内閣は、日米同盟の強化を目的として戦後の安全保障の転換点となる「集団的自衛権」に基づく「武力の行使」を憲法上容認する閣議決定を行った後、これを実施すべく日米防衛協力のための指針を改定し、さらに翌年9月19日に平和安全法制整備法と国際平和支援法を成立させた。しかしそこで問題とされる「武力の行使」と「集団的自衛権」は、それぞれ本質的には国際法上の武力行使と集団的自衛権と同じ性格を持ちうるとしても、「存立危機事態」に際して行使される自衛のための「武力の行使」として、国際法上の概念とは区別されるべき国内法上の枠組みである。それゆえ、国内法に基づく日本独自のロジックがそのまま海を越えて同盟国たる米国や他の関係諸国に通じることはまず考えられない以上、対外的にはいわば国際社会の共通言語である国際法を媒介に、これらの国内法上の概念や枠組みをめぐる自国の立場に理解を求めることが必要となる。しかし、日本の「武力の行使」や「集団的自衛権」のロジックを国際法で説明することは決して容易ではない。なぜなら、日本の憲法上行使可能な限定的な「集団的自衛権」に基づく「武力の行使」は、実のところ国際法上一般的に理解される集団的自衛権に基づく武力行使とは必ずしも言えないからである。これは、日本が国際法上武力行使と自衛権の問題について伝統的に世界で極めて抑制的な独自の立場をとってきたことと無関係ではない。

これに対して米国もまた、日本とは逆の意味で、武力行使と自衛権の問題について独自の国際法解釈を展開してきた。ブッシュ政権における global war on terror そしてオバマ政権における armed conflict with Al-Qaeda, the Taliban and associated forces の政策に象徴されるように、同国は、自国の国益を最大限に実現すべく、当該問題について国際法上許容される限界事例を世界で最も広く解釈してきた。この意味において、武力行使と自衛権をめぐる国際法解釈について米国は日本と対極の位置にあるといっても過言ではなく、それゆえ世界で最も狭いアプローチをとる国と最も広いアプローチをとる国である両国の間には大きなギャップが存在することには留意しておかねばならない。

ところが、こうした武力行使と自衛権をめぐるギャップにもかかわらず、日本と米国は、興味深いことに、日米安保条約に基づく集団防衛のための強力な同盟関係を構築し、これをアジア太平洋国際秩序の基軸と位置づけている。しかもこうした中で日本は、日米安保条約第5条の共同防衛義務に加えて、米国との関係を念頭にさらに「集団的自衛権」の行使を認める決断を今回下した。

このことは米国そして周辺諸国にどのようなインパクトを与えるのだろうか。当時の米国国防長官のヘーゲルは、今回の日本の決定を「より広範囲にわたる作戦行動に従事」し「米日同盟をより一層実効的なものにする」と可能にするものと歓迎する声明を出しているが、米国は武力行使と自衛権について以上のように抑制的な日本の国際法解釈を、自国のアプローチとは切り離して「ギャップ」として正しく認識しているのだろうか(cognitive gapの問題)。また周辺諸国は、日本の集団的自衛権に基づく安保法制の展開を、スタンダードな国際法解釈のアプローチあるいは日本と対極にある米国のアプローチに引きつけて、必要以上に脅威なものとして捉えてはいないだろうか。

## 2. 研究の目的

(1) 以上のような問題状況に鑑み、本研究は、こうした日米の間に存在しうる武力行使と自衛権をめぐる国際法規範の解釈上および運用上のギャップが、同盟関係を基軸とする両国の安全保障政策実務や周辺諸国にいかなる影響を及ぼすものとして専門家たちに認識されているのか(ギャップがあるとしても問題ではないと認識されているならそれはなぜなのか)を実証的に明らかにする。これらの問題に取り組むことは、冒頭の概要で述べた本研究の問題意識である国際法規範が日米両国間の実務レベルで「共通言語」として機能しているのかどうか(機能しているならどこまでなのか)という問いに答えることに他ならない。なぜなら、以上のギャップは国際法規範を媒介として初めて判明するものである以上、関係アクターがそのギャップを認識しているということはすなわち、国際法規範がそこで一定程度機能していることを意味するからである。

なお、こうした日米間のギャップ、さらには日米と周辺諸国との間のギャップにみる国際法規範の役割を探る際、本研究では具体的に、1)日米両国の各政策レベル、2)陸海空さらには宇宙サイバーといった作戦空間における日米の共同軍事作戦(訓練・演習含む)レベル、3)周辺諸国とりわけ北朝鮮、中国を中心とするアジア太平洋秩序のレベルに焦点を絞ることとする。

(2) 本研究の意義については以下の3点を指摘することができる。第一に、本研究は、対内的視点(とりわけ憲法的視点)に偏重した国内安全保障法制をめぐる国内議論状況に、国際政治・外交や国際法に基づく新たな対外的視点を提供することを目的としている。わが国における「集団的自衛権」を中心とした安全保障法制をめぐる論争では、憲法という対内的視点からのものに終始し、当該権利行使の主たる目的である日米同盟を中心とした国際政治・外交、そして国際法の観点という対外的視点から学術的に議論がなされることはほとんどなかった。このこと

は国会における関連安全保障法案の審議でも繰り返し指摘されてきた問題点である。本研究は、日米同盟において武力行使および自衛権に関する国際法規範が果たす役割という側面から、こうした国内議論状況に一石を投じようとする点に特色がある。

しかも、日米同盟の政治的側面を扱った研究は、猪口孝監修『日米安全保障同盟』（原書房、2013年）、北岡伸一＝渡邊昭夫監修『日米同盟とは何か』（中央公論新社、2011年）、坂元一哉『日米同盟の絆 安保条約と相互性の模索』（有斐閣、2000年）等、さらに国際法上の集団的自衛権については森肇志『自衛権の基層 国連憲章に至る歴史的展開』（東京大学出版会、2009年）等枚挙にいとまがないが、今日の文脈で日米同盟において果たす国際法の役割について扱った研究は管見の限り存在しない。

第二に、本研究は、国際政治学・国際関係論において理論を中心に展開されてきたこれまでの国際法遵守研究に必要とされる、日米同盟の事例研究としての実証的価値を有する。国家はなぜ国際法を重視するのか（ないし遵守するのか）といった問題は、国際政治学におけるリアリズムとリベラリズムとの間で繰り返し広げられてきた、国際法は守られるのか否かというかつての単純な二項対立の段階から、なぜ、あるいはいつ守られるのか（理論的根拠の問題）そして個別の原則や規則がどのような形で具体的に守られているのか（実証の問題）という段階に移っていると見える。この理論的根拠については近年、コンストラクティビズムに対抗するものとして合理主義的選択論による研究（たとえば Jack L. Goldsmith and Eric A. Posner, *The Limits of International Law* (Oxford University Press, 2006)）が盛んであるが、対照的にこの実証面については研究の蓄積が乏しく、Andrew Guzman, *How International Law Works: A Rational Choice Theory* (Oxford University Press, 2008)が指摘するように、当該問題に関する個別事例毎の詳細な検討が必要とされている。本研究は、前例のないアジア太平洋における日米同盟の観点から国際法遵守論に新たな貢献をすることを目指す。

第三に、本研究は、世界的に活躍する日米豪の第一線の研究者による多角的視点を可能にする。本研究は、国際政治、比較政治、国際法の各分野で世界的に活躍する日米加豪の第一線の研究者集団によって実施される学際的共同研究である。研究環境や学問的手法が異なる多国籍集団によって得られる多角的知見は、日本においては世界の国際安全保障研究に資する独創性を持つといえるだろう。

### 3. 研究の方法

本研究は、日米同盟において国際法規範が果たす具体的かつ実際の役割を実証的手法によって明らかにすることを目的とする。このため、日米はもちろんのこと、中国、朝鮮半島やオーストラリアといった主要な周辺諸国の安全保障事情に精通した研究者、そして国際法、国際秩序を専門とする実務に精通した研究者が必要となる。そこで日米豪の国際政治、比較政治、国際法を専門とする国際的な研究者集団が「理論・総括班」と「個別問題班」とに分かれて研究体制を整えた。各班は、本研究が設定した問題を個々の役割分担に即して個別に検討を行った。各班を構成する主なメンバーとその役割の概要は以下の通りである。

(1) 理論・総括班：全体総括は石川卓（防衛大学校教授・国際政治）が担い、武力の行使と自衛権をめぐる日本の視点について黒崎将広（防衛大学校准教授・国際法）、米国の視点については Thomas H. Lee（米国フォーダム大学教授・国際法・米国法）が担当した。さらに、日本国内の武力行使をめぐる意思決定過程については徳地秀士（政策研究大学院大学シニアフェロー・安全保障論）および彦谷貴子（米国コロンビア大学准教授・比較政治）、米国内の武力行使をめぐる意思決定過程については Matthew C. Waxman（米国コロンビア大学教授・国際法・米国法）が担当した。日米双方の国内法制に対する相互認識の程度については Ryan Scoville（米国マーケット大学准教授・国際法・比較法）が行った。

(2) 個別問題班：朝鮮半島分野については Hitoshi Nasu（英国エクセター大学教授・国際法）、サイバーセキュリティ分野については Michael Adams（パランティア・テクノロジー社エグゼクティブ）、中国分野については Julian Ku（米国ホフストラ大学教授・国際法・米国法）、宇宙問題については鈴木一人（北海道大学教授・国際政治）が担当した。

その他の専門家もまた、必要に応じて以上の体制を支援した。

### 4. 研究成果

初年度では、研究体制の構築（全体テーマに関する問題意識の共有、および具体的な個別テーマ毎の役割分担の確認）に努めた。具体的には、電子メールをベースに、各自の構想についてメンバー間で調整を行いつつ研究作業を開始し、年度末にニューヨークのコロンビア大学で全体会合を開催し、意見交換を行った。同会合では、第一部 武力行使と自衛の概念、第二部 国内意思決定過程における武力行使と自衛、第三部 共同行動の文脈における武力行使と自衛（朝鮮半島、南シナ海、サイバー空間、宇宙空間）とに分けてセッションを公開して意見交換を行った。

二年目は、前年度末にニューヨークのコロンビア大学で行った第1回全体会合での意見交換を踏まえて各自でさらに研究を進めた。そのあと、年度末（3月）に昨年度と同様に全体会合を開催し、それぞれの研究成果を持ち寄って意見交換を実施した。同会合では、第一部 武力

行使と自衛の概念、第二部 国内意思決定過程における武力行使と自衛、第三部 共同行動の文脈における武力行使と自衛（朝鮮半島、南シナ海、サイバー空間、宇宙空間）のセッションに分けて実施している。意見交換の結果、日米両国間の国際法上の武力行使と自衛権の概念をめぐる理解には大きな違いが存在し、とりわけ「武力」とは何か、そして自衛権の発動条件である「武力攻撃」とは何かをめぐり日米間には大きなへだたりがあることが改めて浮き彫りになった。また、その背景には国際司法裁判所のニカラグア事件やオイルプラットフォーム事件での判断をめぐる両国の評価、さらには両国の歴史（とりわけ米国にとってはカロライン事件、日本にとっては日本国憲法第9条）が大きな要因となっていることも確認された。各国の国内意思決定過程では、米国が大統領の武力行使権限が大きく、議会のコントロールをどのように及ぼすかが問題となるのに対して、日本は立法府である国会の承認を通じた武力行使権限のコントロールが極めて重要な位置を占めることが確認されるなど、両国において国際法上の武力と自衛権を行使する際に果たす立法府と行政府の役割についてさらに検討を加える必要性も明らかになった。これらの要素は、個別事案に沿ってさらに検討が加えられ、それぞれの研究成果各種学術媒体で公開された。

三年目は、昨年度末に東京で行った第2回全体会合での意見交換を踏まえて、前年度と同様、各自でさらに研究を進めた。その後、年度末（2019年3月）に最後の全体会合を米国ニューヨークのコロンビア大学ロースクールで開催し、最終年度としての研究成果に向けて最後の意見交換を実施した。同会合では、テーマを「第一部 武力行使と自衛の概念」、「第二部 国内意思決定過程における武力行使と自衛」、「第三部 共同行動（joint operations）の文脈における武力行使と自衛（台湾問題、朝鮮半島問題、サイバー空間、宇宙空間）」といった各セッションに分けたうえで、日米英で活動する研究者を招き、これらの細部テーマに即して意見交換を実施している。とくに最終会合では、前年度の会合とは異なり、主として、台湾問題、サイバー・宇宙空間の文脈に重きを置いて意見交換を行った。具体的には、前年度で判例および国家実行で明らかにされた国際法上の武力行使をめぐる一般的な日米両国の認識の違いが、これらの文脈のどのような局面で具体的に問題となりうるのかといった点が焦点となった。さらに、以上の文脈において米国の関係国内法（台湾関係法等）と日本の関係国内法（平和安全法制等）が、日米両国の考える関係国際法の枠組みの解釈適用（日米安保条約5条および6条を含む）と実際の共同行動においてどのように作用しうるのかについても意見交換を重点的に行った。これらを踏まえた議論は、日米両国の参加者の研究成果にそれぞれ反映されている。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 7 件)

石川卓「『規範』による軍拡？ ミサイル防衛を巡る関係改善の試み」『国際政治』第195号（2019年）92-107頁。

Kazuto Suzuki, 「Space Policies of Japan, China and India: Comparative Policy Logic Analysis」『立命館国際研究』第31巻（2019年）881-899頁。

石川卓「トランプ政権の核態勢見直しと軍備管理・不拡散への含意」『国際問題』第672号（2018年）16-26頁

Masahiro Kurosaki, "Japan's Evolving Position on the Use of Force in Collective Self-Defense," *Lawfare*, August 23, 2018.

Masahiro Kurosaki, "The 'Bloody Nose' Strategy, Self-Defense and International Law: A View from Japan," *Lawfare*, February 25, 2018.

石川卓「オバマ政権の同盟政策 相対化の逆説的効果」『国際安全保障』第45巻（2017年）9-23頁。

Masahiro Kurosaki, "The Legal Frameworks of 'Coming-to-Aid' Duty: The Pluralism of the Concept of Self-Defense and its Multi-Layered Legal Grounds," *Japanese Yearbook of International Law*, Vol. 60 (2017), pp. 194-211.

〔学会発表〕(計 1 件)

Masahiro Kurosaki, Japan's Use of Force in Self-Defense and the US 'Bloody Nose' Strategy, The NATO-COECISW's 6th Conference on Operational Maritime Law 2018 (2018)

〔図書〕(計 3 件)

石井由梨佳「国際法と空間 海洋・航空・宇宙法」武田康裕 = 神谷万丈責任編集『安全保障学入門 新訂第5版』(2018年)382-391頁。

Harold Scott, Nakagawa Yoshiaki, Fukuda Junichi, Davis John, Kono Keiko, Cheng Dean, Suzuki Kazuto, "The U.S. -Japan Alliance and Deterring Gray Zone Coercion in the Maritime, Cyber, and Space Domains, RAND Corporation Conference Proceedings (2017), pp. 91-104.

黒崎将広「自衛隊による『武器の使用』は『武力の行使』とは違う? 国際法上禁止される『武力の行使』と憲法の制約」森川幸一 = 森肇志 = 岩月直樹 = 藤澤巖 = 北村朋史〔編〕『国際法で世界がわかる ニュースを読み解く32講』(岩波書店、2016年)272-286頁。

## 6. 研究組織

### (1)研究分担者

研究分担者氏名: 黒崎 将広

ローマ字氏名: Masahiro Kurosaki

所属研究機関名: 防衛大学校

部局名: 人文社会科学群

職名: 准教授

研究者番号(8桁): 10545859

研究分担者氏名: 鈴木 一人

ローマ字氏名: Kazuto Suzuki

所属研究機関名: 北海道大学

部局名: 公共政策学連携研究部

職名: 教授

研究者番号(8桁): 60334025

研究分担者氏名: 石井 由梨佳

ローマ字氏名: Yurika Ishii

所属研究機関名: 防衛大学校

部局名: 人文社会科学群

職名: 准教授

研究者番号(8桁): 80582890

### (2)研究協力者

研究協力者氏名: マシュー ワックスマン

ローマ字氏名: Matthew C. Waxman

研究協力者氏名: 徳地 秀士

ローマ字氏名: Hideshi Tokuchi

研究協力者氏名: 彦谷 貴子

ローマ字氏名: Takako Hikotani

研究協力者氏名: トマス リー

ローマ字氏名: Thomas H. Lee

研究協力者氏名: 那須 仁

ローマ字氏名: Hitoshi Nasu

研究協力者氏名: ジュリアン クー

ローマ字氏名 : Julian Ku

研究協力者氏名 : マイケル アダムス

ローマ字氏名 : Michael J. Adams

研究協力者氏名 : ライアン スクーヴィル

ローマ字氏名 : Ryan Scoville

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。